

都道府県	犯罪被害者等に対する一時避難場所等の借上に要する経費の公費負担			ハウスクリーニングに要する経費の公費負担		犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度			
	対象費用及び限度額	対象期間	制度導入時期	規定上の限度額の有無	制度導入時期	処方薬代	入院費用	通院交通費	制度導入時期
北海道	宿泊料（食事代は原則除く） 1人1泊の上限はなし	原則3泊が限度 やむを得ない事情があると認める 場合は協議の上延長可能	平成22年4月	無し	平成28年5月	×	×	×	平成29年4月
青森	宿泊費（1人1泊6,000円（税 抜）を上限。食事代を除く）	運用上1泊を想定。 やむを得ない事情があると認める 場合は協議の上延長可能	平成21年4月	無し	平成28年4月	×	×	×	平成29年4月
岩手	宿泊料（食事代除く） 1人1泊6,000円を上限	最長10日間。 やむを得ない事情があると認める 場合は協議の上延長可能	平成20年4月	無し	平成28年4月	×	×	×	平成25年4月
宮城	宿泊料（消費税及びサービス料を 含む。食事代除く） 1人1泊5,000円目安	原則3泊4日以内 やむを得ない事情があると認める 場合は協議の上延長可能	平成22年4月	無し	平成28年4月	○	×	×	平成29年4月
秋田	宿泊費（サービス料を含む。食事 代除く）	ストーカー事案等は原則4泊、そ の他事案は10泊を限度。 やむを得ない事情があると認める 場合は協議の上延長可能	平成19年4月	無し	平成28年4月	×	×	×	平成13年4月
山形	山形県内に在るホテル等の宿泊に 要する経費（サービス料を含 む。）とし、食事代は除く。	運用上、原則1～2泊。 やむを得ない事情があると認める 場合は協議の上延長可能	平成19年3月	無し	平成28年3月	×	×	×	平成20年4月
福島	宿泊料（消費税含む。食事代等は 除く）	原則14日以内 やむを得ない事情があると認める 場合は協議の上延長可能	平成20年4月	予算の範囲で定める額	平成28年4月	○	×	×	平成29年7月
警視庁	宿泊費のみ 1人1泊11,000円を上限	原則、最長3泊4日 やむを得ない事情があると認める 場合は協議の上延長可能	平成24年4月	20万円	平成27年4月	○	○	×	平成24年4月
茨城	宿泊料（飲食費、通信費等は除 く）	原則3日間（3泊） やむを得ない事情があると認める 場合は協議の上延長可能	平成20年4月	25万円	平成28年3月	○	×	×	平成29年5月

都道府県	犯罪被害者等に対する一時避難場所等の借上に要する経費の公費負担			ハウスクリーニングに要する経費の公費負担		犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度			
	対象費用及び限度額	対象期間	制度導入時期	規定上の限度額の有無	制度導入時期	処方薬代	入院費用	通院交通費	制度導入時期
栃木	宿泊料（飲食費、有料設備使用料等を除く）	原則、遺族等は3泊以内、被害者は1泊以内。 やむを得ない事情があると認める場合は協議の上延長可能	平成20年6月	20万円	平成28年4月	○ (初回分のみ)	×	×	平成28年4月
群馬	宿泊料金 限度額無し	概ね5日間 やむを得ない事情があると認める場合は協議の上延長可能	平成19年9月	10万円	平成27年3月	○	×	×	平成23年3月
埼玉	宿泊料（サービス料及び駐車料金を含み、食事代、通信費、有料施設の利用料等を除く。）	原則1泊 やむを得ない事情があると認めるときは、通算して3泊を限度に支出する。	平成22年5月	無し	平成28年4月	×	×	×	平成30年4月
千葉	宿泊施設使用料を負担。（飲食費、駐車場利用費、通信費、機器の使用料及び宿泊設備以外の設備使用料を除く。） 原則として、1人1泊の使用料に係る支出額は税込み1万円以内。	最長3日以内 やむを得ない事情があると認める場合は協議の上延長可能	平成20年4月	無し	平成30年4月	○	×	×	平成29年5月
神奈川	県、警察、被害者支援センターで運営する「かながわ犯罪被害者サポートステーション」において、県がホテル等緊急避難場所の提供を行う。1泊1万円以内	原則3日	平成21年6月	無し	平成29年6月	×	×	×	平成29年9月
新潟	宿泊料（消費税及びサービス料を含む費用をいい、飲食、通信等に伴い発生する料金は含まない） 1泊6,000円程度まで（やむを得ないと認めた事情がある場合は、協議の上、負担可能）	原則3泊。 やむを得ない事情があると認めた場合は最長7泊まで延長可能	平成22年6月	無し	平成31年4月	○	×	×	平成29年4月
山梨	宿泊料（サービス料及び駐車料金を含む。）の実費額。食事代、通信費、ホテル等その他の施設利用料等は除く。	原則3泊以内。 やむを得ない事情があると認める場合は協議の上延長可能	平成21年3月	無し	平成28年3月	×	×	×	平成29年4月

都道府県	犯罪被害者等に対する一時避難場所等の借上に要する経費の公費負担			ハウスクリーニングに要する経費の公費負担		犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度			
	対象費用及び限度額	対象期間	制度導入時期	規定上の限度額の有無	制度導入時期	処方薬代	入院費用	通院交通費	制度導入時期
長野	宿泊料(消費税及びサービス料を含む。)に限る。食事代や有料設備等の使用料金は除く。 1人1泊7,800円を上限	原則最長3泊まで。 やむを得ない事情があると認める場合は協議の上延長可能	平成23年4月	13万円	平成29年4月	×	×	×	平成29年4月
静岡	一時避難施設の宿泊に要する経費(サービス料を含む。)の実費。食事代及び通信費は除く。	3泊分。 やむを得ない事情があると認める場合は協議の上延長可能	平成20年4月	20万2,500円	平成28年4月	○	×	×	平成29年4月
富山	宿泊施設使用料の実費。(飲食費、通信費等は除く。)	原則24時間以内。	平成14年4月	無し	平成29年4月	○	×	×	平成29年4月
石川	宿泊に係る実費額(サービス料、消費税及び特別地方消費税を含む。)。飲食代、通信費等は対象外	原則1泊 やむを得ない事情があると認める場合は協議の上延長可能	平成22年6月	無し	平成28年6月	○	×	×	平成30年3月
福井	宿泊に要する経費(サービス料を含む。)。食事代及び通信費は除く。	おおむね3泊 やむを得ない事情があると認める場合は協議の上延長可能	平成19年12月	19万1,000円	平成28年7月	○	×	×	平成29年4月
岐阜	ホテル等の宿泊に要する経費(サービス料を含む。)の実費額。食事代及び通信費等は除く。	原則2泊3日。 やむを得ない事情があると認める場合は協議の上延長可能	平成20年4月	20万2,500円	平成29年4月	×	×	×	平成29年4月
愛知	一時避難施設での宿泊に係る実費に相当する額(飲食費等は除く)	宿泊期間はおおむね4日以内。 やむを得ない事情があると認める場合は協議の上延長可能	平成19年4月	無し	平成28年3月	○ (初回分のみ)	×	×	平成14年5月
三重	宿泊料(宿泊料、サービス料及び駐車場使用料をいう。飲食及び通信にかかる費用は除く。) 限度額なし	原則3泊 やむを得ない事情があると認める場合は協議の上延長可能	平成26年4月	9万円	平成31年4月	×	×	×	平成29年4月
滋賀	ホテル等の宿泊施設の使用料(サービス料を含む。)のみ。 1泊上限6,500円(食事などの飲食代金及び通信費等は除く。)	原則として1事件につき最大連続3泊 やむを得ない事情があると認める場合は協議の上延長可能	平成22年4月	5万円	平成28年4月	×	×	×	平成29年4月

都道府県	犯罪被害者等に対する一時避難場所等の借上に要する経費の公費負担			ハウスクリーニングに要する経費の公費負担		犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度			
	対象費用及び限度額	対象期間	制度導入時期	規定上の限度額の有無	制度導入時期	処方薬代	入院費用	通院交通費	制度導入時期
京都	宿泊料（食事代等は除く） 1泊（複数人でも）1万円を上限	最大7泊 やむを得ない事情があると認める 場合は協議の上延長可能	平成19年7月	20万円	平成28年4月	○	×	×	平成29年4月
大阪	宿泊料（税・サービス料込み。食 事代は除く）の利用料金の実費。 ※運用により、1人1泊7,500円 を上限	原則3泊以内 やむを得ない事情が認められる場 合は協議の上延長可能	平成26年1月	予算の範囲で定める額	平成29年4月	×	×	×	平成31年4月
兵庫	一時避難に係る宿泊施設の使用料 （サービス料及び消費税を含み、 飲食費及び通信費を除く。）の実 費 一部補助の額は1人1泊7,000円 以内	宿泊日数は7日以内 やむを得ない事情があると認める 場合は協議の上延長可能	平成21年4月	20万円	平成28年4月	○	×	×	平成29年4月
奈良	一事案につき原則1泊1万円を超 えない額。 対象者が一時避難場所として使用 するホテル等の宿泊等に係る費用 （サービス料を含む。食事代及び 通信費等は除く。）	概ね2泊が限度 やむを得ない事情があると認める 場合は協議の上延長可能	平成28年12月	25万円	平成29年4月	×	×	×	平成29年4月
和歌山	原則1回（1泊）のみの使用料。 1人当たり11,800円が限度	原則1回（1泊） やむを得ない事情があると認める 場合は協議の上延長可能	平成20年4月	10万円	平成29年6月	×	×	×	平成30年5月
鳥取	宿泊施設に要する経費（食事代な どの宿泊費用を除いた経費。宿泊 以外被害者個人で依頼したサービ スに係る経費は自己負担） 1人1泊8,200円を限度とし、原 則1回に限る	6泊7日を上限 やむを得ない事情があると認める 場合は協議の上延長可能	平成21年5月	規程はないが運用により支出可能		×	×	×	平成29年4月

都道府県	犯罪被害者等に対する一時避難場所等の借上に要する経費の公費負担			ハウスクリーニングに要する経費の公費負担		犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度			
	対象費用及び限度額	対象期間	制度導入時期	規定上の限度額の有無	制度導入時期	処方薬代	入院費用	通院交通費	制度導入時期
島根	宿泊費用（食事代、通信費等を除く） 1人1泊7千円を上限	連続7日以内 やむを得ない事情があると認める場合は協議の上延長可能	平成29年3月	10万円	平成29年3月	○ (初回分のみ)	×	×	平成29年3月
岡山	宿泊料及び付随する食事代（その他の有料設備等は除く） 限度額なし	運用上、原則2泊 やむを得ない事情があると認める場合は協議の上延長可能	平成19年1月	24万5,000円	平成26年3月	○ (初回分のみ)	×	×	平成30年6月
広島	施設使用料（宿泊費）の実費、飲食費等は含まない。 上限なし	対象期間の定めなし	平成13年4月	20万円	平成28年12月	×	×	×	平成29年4月
山口	施設の利用料金のみ（飲食代金を除く）	犯罪被害者等の安全確保に必要な期間	平成12年8月	無し	平成28年4月	○	×	×	平成29年4月
徳島	宿泊料（食事代、有料設備等は除く） 1人1泊おおむね6千円を上限	原則4日間 やむを得ない事情があると認める場合は協議の上延長可能	平成23年4月	10万円	平成28年4月	×	○	×	平成29年4月
香川	宿泊にかかる実費（宿泊料、消費税、サービス料、駐車料金等）。 飲食費、通信費、施設利用料等は除く。 上限費用の規定なし	原則4日以内（3泊4日） やむを得ない事情があると認める場合は協議の上延長可能	平成27年9月 (通達) ※平成15年頃には規定がなかったが運用で実施	無し	平成29年1月	○	×	×	平成29年3月
愛媛	宿泊料、消費税、サービス料、駐車料金等の実費 飲食費、通信費、施設利用料等は含まない	原則一時避難施設の利用開始から3日以内 やむを得ない事情があると認める場合は協議の上延長可能	平成23年12月	予算の範囲で定める額	平成30年3月	○	○	×	平成29年4月
高知	ホテル等宿泊施設の使用料（サービス料及び消費税を含む。）の実費（朝食等の飲食代金及び通信費は含まない。）	原則1泊 やむを得ない事情があると認める場合は協議の上延長可能	平成20年4月	無し	平成30年4月	○	×	×	平成29年4月
福岡	宿泊料は、宿泊施設の使用料（サービス料及び消費税を含み、飲食費及び通信費を除く。）の実費とし、1人1泊につき7,000円以内	原則、最長6泊7日 やむを得ない事情があると認める場合は協議の上延長可能	平成21年4月	無し	平成28年4月	○	×	×	平成29年4月

都道府県	犯罪被害者等に対する一時避難場所等の借上に要する経費の公費負担			ハウスクリーニングに要する経費の公費負担		犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度			
	対象費用及び限度額	対象期間	制度導入時期	規定上の限度額の有無	制度導入時期	処方薬代	入院費用	通院交通費	制度導入時期
佐賀	宿泊施設等の利用に要した額とし、飲食費等その他の経費は除く。	一時的な避難措置として妥当と認められる間（概ね10日間程度） その他、関係者又は関係機関に引き継ぐ等、一時避難措置を行う必要がないと認められるまでの間	平成20年4月	無し	平成28年7月	○	×	×	平成29年4月
長崎	宿泊施設の飲食費、通信費等を除いた使用料（サービス料及び消費税を含む。）の実費とする。 上限額なし	原則として、7泊以内。 やむを得ない事情があると認める場合は協議の上延長可能	平成20年6月	20万円	平成29年10月	○ (初回分のみ)	×	×	平成28年4月
熊本	上限なし	対象期間の定めなし	平成13年4月	無し	平成25年4月	○	×	×	平成29年4月
大分	宿泊料（消費税を含む）（飲食費、通信費等を除く） 1人1泊5,000円を上限	3泊以内とする やむを得ない事情があると認める場合は協議の上延長可能	平成20年3月	無し	平成27年4月	○	×	×	平成29年6月
宮崎	宿泊施設使用料（サービス料、消費税及び地方消費税額を含み、飲食費、通信費を除く。）の実費 1人1泊6,000円を上限	原則3日以内 やむを得ない事情があると認める場合は協議の上延長可能	平成19年3月	無し	平成29年7月	○	×	×	平成29年3月
鹿児島	宿泊施設使用料（サービス料及び消費税を含み、飲食費及び通信費を除く。）の実費額 1人1泊の使用料支出額は、原則5,000円以内	原則4泊以内 やむを得ない事情があると認める場合は協議の上延長可能	平成20年4月	無し	平成28年3月	○	×	×	平成29年4月
沖縄	宿泊料（サービス料及び消費税を含む。飲食代、通信費除く。ただしあらかじめ宿泊費に含まれる場合はその限りでない。） 1人1泊6,500円を上限	原則、1週間以内 やむを得ない事情があると認める場合は協議の上延長可能	平成29年1月	規程はないが運用により支出可能		○	×	×	平成29年4月